

議案第 5 2 号

八幡浜市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

標記条例を次のように制定する。

令和 6 年 6 月 1 0 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

八幡浜市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成 1 7 年条例第 1 5 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定中太枠で囲まれた部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に太枠で囲まれた部分で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第 1 一般廃棄物処理手数料				別表第 1 一般廃棄物処理手数料			
		区分	金額			区分	金額
指 定 ご み 袋	燃やすご み	(略)		指 定 ご み 袋	燃やすご み	(略)	
		小（20リ ットル袋）	1 枚につき 1 5 円			小（20リ ットル袋）	1 枚につき 1 5 円
		<b>特小（10 リットル 袋）</b>	<b>1 枚につき 8 円</b>				
	燃やさな いごみ	(略)			燃やさな いごみ	(略)	
備考 (略)				備考 (略)			

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 1 0 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の八幡浜市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（以下「新条例」という。）別表第 1 の規定による処理手数料の徴収その他新

条例の施行に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても、同表の規定の例により行うことができる。

#### 提案理由

指定ごみ袋の区分の追加に伴い、所要の改正を行うため。